

サリン等による人身被害の防止に関する法律の制定について（依命通達）

（平7.4.21 乙刑発第9号 次長から府県公安委員長、各地方
機関の長、各都道府県警察の長、（参考送付先）庁内各
局課長、各附属機関の長あて）

このたび、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号。以下「法」という。）が別紙のとおり制定され、4月21日に公布された。

法の制定の趣旨、要点及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、これらを十分に踏まえて法の積極的な活用を図り、サリン等に係る被害の防止に万全を期することとされたい。

命により通達する。

記

第1 法の制定の趣旨

最近、サリンとみられる猛毒ガスによって不特定多数の人を無差別的に殺傷するという犯罪が続いて発生し、社会に重大な不安を生じさせているが、サリンの発散、製造、所持等やサリンの製造を目的とした原料物質の所持等を、人の生命及び身体の被害を防止する観点から有効に取り締まる法規がないという現状にある。また、サリンは強い毒性を有し、かつ、極めて即効性の高いものであるため、それが発散された場合等には、警察官等が直ちに所要の措置をとる必要がある。そこで、サリン等（サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質）の製造、所持等を禁止するとともに、これを発散させる行為についての罰則及びその発散による被害が発生した場合の措置等を定め、もってサリン等による人の生命及び身体の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的として、法が制定されたものである。

第2 法の要点

- 1 サリン等の発散等に関する罰則等の整備（第3条及び第5条から第7条まで関係）
 - (1) サリン等の発散により、不特定多数の人の生命及び身体に被害が生じ又は生じるおそれがあった場合等公共の危険を生じさせた場合は、処罰することとした。
 - (2) サリン等の製造、輸入、所持、譲渡し及び譲受けを禁止し、及びこれに違反した場合には処罰するとともに、サリン等の原料物質の所持等の発散、製造及び輸入の予備行為についても処罰することとした。
 - (3) 製造等の行為が発散目的で行われた場合に刑を加重し、発散目的の予備行為をし又は発散目的の製造罪等を犯した者が発散罪の実行の着手前に自首した場合に刑を

減免し、また、他の者がサリン等の発散又は製造等に使用することを知って資金等を提供する行為を処罰するなど所要の規定を整備した。

2 被害発生時の措置等に関する規定の整備（第4条関係）

(1) サリン等の発散により人の生命及び身体の被害が生じている場合等においては、警察官等は、警察官職務執行法等関係法令の定めるところにより、直ちに、その被害に係る場所への立入りの禁止、サリン等の回収、廃棄等の必要な措置をとらなければならないことを明確にした。

(2) (1)の措置の円滑な実施の確保のため、技術的知識等を有する関係行政機関等との協力関係について規定するとともに、サリン等の発見等をした国民による通報及び協力の義務についても規定した。

3 施行期日（附則第1条関係）

罰則及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号。以下「化学兵器禁止法」という。）に係る規定を除き、公布の日から施行することとした。罰則については、公布の日から起算して10日を経過した日としている。

4 経過措置等（附則第2条から第5条まで関係）

(1) 化学兵器禁止法の施行前にサリン等を正当な目的で製造し又は所持し、同法施行後も引き続き適法にサリン等を製造し又は所持することが確実に見込まれる者として想定される次に掲げる者を、法が施行される日以後化学兵器禁止法が施行される日までの間、法第3条の禁止の対象から除外するため所要の規定を整備し、サリン等の製造等を行うことができることとした。

ア 陸上自衛隊化学学校

イ 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の発効に備えて国がサリン等の試験又は研究を委託した民間機関で、国家公安委員会が指定したもの

(2) 法の施行の際現にサリン等を所持する者（(1)の者を除く。）及び法の施行の日から10日を経過する日（罰則の施行の日）までの間に第3条の規定に違反してサリン等を所持するに至った者については、同日までの間に、その所持するサリン等の種類、数量及び所在する場所についてサリン等の所在する場所を管轄する警察署長に届出をし、並びに警察署長の指示する日時及び方法に従って廃棄をすることを義務付け、並びにこれらに違反した場合には処罰することとした。

(3) サリン等については、化学兵器禁止法附則第2条の規定による30日間程度の所持

の禁止の猶予をしないこととした。

第3 運用上の留意事項

- 1 現在の厳しい情勢下において、緊急に人身被害の防止を図ることとするため、罰則の施行を早期にすることとされていることから、部下職員に周知徹底の上、その運用に遺憾のないように特段の配慮をすること。
- 2 サリン等の取扱いには、防護上特別の知識及び技術が必要であり、並びに自衛隊等の関係機関等との協力が不可欠であることから、警察庁との緊密な連絡をとった上、法の運用に当たること。特に、第2の4(2)による届出があったときは、直ちにその旨を警察庁に報告の上、自衛隊等に対する廃棄の委託等安全かつ確実な廃棄の方法を指示すること。